

## 令和5年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和5年6月12日（月） 開会 午後2時  
閉会 午後2時19分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敦慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年6月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和5年6月12日(月))

## 委員長

1 6月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

## 砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。サイドブックの「埼玉県議会令和5年6月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年6月定例会付議予定議案件名総括表」である。6月定例会県議会に提案を予定している議案は、条例5件、工事請負契約の締結1件の計6件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が28件あり、合わせて34件となる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

まず、条例については、5件全てが一部改正条例である。主なものとしては、地方税法の一部改正により、自動車税の環境性能割の税率適用区分などを改める「埼玉県税条例の一部を改正する条例」がある。その他の条例としては、道路交通法等の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の額を定める「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」、移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改める「埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」がある。これらの2件については、道路交通法等の施行期日の7月1日より前に条例改正が必要であることから、他の案件に先立って御審議賜るようお願い申し上げます。

工事請負契約の締結については、庄兵衛堀川・導排水路工の請負契約の変更契約締結に係るものである。この件についても、現契約の履行期限である6月30日より前に変更契約の締結が必要となることから、他の案件に先立って御審議賜るようお願い申し上げます。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により説明する。3ページにある、資料1「埼玉県議会令和5年6月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「条例」について、説明する。1番の「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率適用区分を段階的に改めるとともに、免税軽油使用者証の交付を受けた農業者などが行う免税軽油の報告期限の特例を新たに定めるものである。2番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、こども家庭庁設置法令の施行に伴い、保育士試験の全部免除申請の根拠規定を厚生労働省令から内閣府令に改めるものである。

4ページを御覧願う。3番の「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医などに対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定などを行うものである。

4番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」は、道

路交通法等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の額を定めるものである。

5ページを御覧願う。5番の「埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、道路交通法等の一部改正を踏まえ、重点整備地区に設置されている歩車分離式信号のある交差点において歩行者用青信号に従って通行する対象に特定小型原動機付自転車を加えるものである。なお、条例の4番、5番の2条例については、先ほど副知事から説明したとおり、道路交通法等の施行期日の7月1日より前に条例改正が必要であることから、他の案件に先立って御審議賜るよう重ねてお願い申し上げる。条例については、以上である。

6ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。

庄兵衛堀川の導排水路工事の請負契約について、変更契約を行うものである。変更内容は、令和5年4月に掘削機械が地中の障害物に接触し停止したことを受け、工事に遅れが生じたことから、履行期限を令和6年3月29日に変更するものである。

こちらの案件についても、先ほど副知事から説明したとおり、現契約の履行期限である6月30日より前に変更契約の締結が必要となることから、他の案件に先立ってご審議賜るよう重ねてお願い申し上げます。議案については、以上である。

次のページからは「報告事項」である。1から9ページの7(4)までは「予算繰越報告」である。

10ページを御覧願う。「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番の「損害賠償の額を定めることについて」は、昨年度の各定例会において専決処分の報告を行った案件と同様のものであり、警察官が公安委員会の意思決定が存在する交通規制が実施されているものと誤認し、信号無視違反、交差点右左折方法違反等として告知をしたことにより、各種講習を受講せざるを得ず、休業損害等が生じた者6名に対する損害賠償額について、総額43,160円と定めるものである。

11ページから14ページまでが「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県住宅供給公社をはじめ合計20法人である。なお、埼玉県立大学など残りの5法人については、9月定例会での報告を予定している。報告事項については、以上である。

以上が、6月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

## 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、6月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

## 委員長

3 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。

委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民10名、民主フォーラム2名、公明1名、県民1名、共産党1名ということでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民2名、県民1名。3日目、自民2名、共産党1名。4日目、自民2名、民主フォーラム1名。5日目、自民3名ということでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる6月16日(金)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の6月23日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は6月20日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月21日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

4 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料2及び資料3に基づき、政策調査課長に説明させる。

## 政策調査課長

資料2、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたい。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料3、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「6月定例会ダイジェスト」として、7月16日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「常任委員会だより」として、9月24日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

## 委員長

5 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和5年度の策定等予定計画一覧表の変更についてである。この件は、去る令和5年2月定例会招集告示日の本委員会において確認されたが、変更が生じたことから、改めて、資料4のとおり知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

この件について、執行部の説明を求める。

## 砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和5年度の策定等予定計画一覧表の変更について、説明する。

お手元の資料4の2枚目を御覧願う。去る令和5年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において、令和5年度の策定等予定計画一覧表を提出した。この度、国が令和4年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更したことを踏まえ、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、計画の名称を「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」に変更するとともに、その内容の一部の見直しを図る必要があるため、変更のお願いをするものである。なお、計画については9月定例会での提案を予定している。どうぞよろしく願います。

## 委員長

ただ今の説明について、何か発言はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、資料4のとおり変更されたので、御承知おき願う。

**委員長**

6 執行機関の附属機関等委員について、去る5月臨時会の本委員会において決定した委員のうち、社会福祉審議会委員に自民から選出された柿沼貴志議員は、福祉保健医療委員会副委員長に互選されたため、同審議会の職指定の委員として推薦することとなった。

については、更に1名の委員を推薦する必要がある、推薦する会派に変更がないことから、自民に新たに1名の委員の氏名報告を依頼したところ、社会福祉審議会委員に千葉達也議員との報告があり、同議員を推薦したので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 その他に入る前に申し上げる。

先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」ほか2件の議案の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月19日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >